入札監理小委員会 第 51 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 51 回入札監理小委員会 議事次第

日 時:平成20年8月29日(金)18:02~20:12

場 所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

- 1. 開 会
- 2. 議事
 - (1) 実施要項(案)の審議
 - スポーツ施設の管理・運営業務((独)日本スポーツ振興センター)
 - 東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営業務((独)国立美術館)
 - (2) その他
- 3. 閉 会

<出席者>

(委 員)

樫谷主查、稲生専門委員

((独)日本スポーツ振興センター)

総務部 高谷部長、河村企画調整課長

財務部 武本主計課長、今野調達管財課長

国立競技場 齋藤運営調整課長

国立スポーツ科学センター・ナショナルトレーニングセンター運営部 大海運営調整課長

((独)国立美術館)

運営管理部 石垣部長、生島室長、岡専門職員

(事務局)

佐久間事務局長、関参事官、徳山企画官

○樫谷主査 よろしいでしょうか。それでは、ただいまから第 51 回「入札監理小委員会」を開催 したいと思います。

本日は、独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の管理・運営業務及び独立行政 法人国立美術館の東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営業務の2件の実施要項(案)に ついて審議を行いたいと思います。

初めに、スポーツ施設の管理・運営業務の実施要項(案)の審議を行います。本日は、日本スポーツ振興センター総務部 高谷部長に御出席いただいておりますので、前回の審議を踏まえた実施要項(案)の修正点などにつきまして、15分程度で御説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いいしたします。

- ○高谷部長 それでは、前回御指導いただきました点につきまして、あるいは準備ができていなかった部分につきまして、企画調整課長の河村の方から説明をさせていただきます。
- ○河村課長 企画調整課長の河村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、前回御指摘等をいただきまして、それを踏まえまして実施要項(案)等を再整理させていただきましたので、主な変更点の御説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、2ページの下の段にあります4の「(2)サービスの質」の設定でございます。

業務実施におけます最低限満たすべき水準といたしまして、前回は3項目、業務管理体制あるいは記録整備、自主検査等について記載をしておりましたが、ここにつきましては、契約事項という御指摘を踏まえ、また、そちらの方でも御判断できるということで、削除をいたしております。

また、前回5点目で、施設の重大な支障の中で、人身事故というあいまいな表現をさせていただいておりまして、これにつきまして、今回は②になりますけれども、不備な状態の中におきましては、人身事故という文言について削除させていただいております。

前回、⑥~⑧の3項目で満足度調査という点を設けておりました。今回は削除をした関係で3ページの③~⑤になっております。こちらにつきましては、調査の実施について少し詳細なものを整理いたしまして記載をしております。内容を若干御紹介申し上げます。

調査対象としましては、その施設におけます利用団体あるいは個人の方を対象に、実施時期といたしまして、年2回、6月と12月を予定しております。回収期間におきましては、各1回2週間程度。また、回収方法といたしましては、各施設の窓口の受付で配布をいたしまして、回収ボックス等で投函をしていただくという仕組みを考えております。

標本数としては、各施設で 100 人程度。また、この標本数の回収の方法といたしまして、先ほどの窓口での配布あるいは回収ボックスでの投函という形をお示ししましたが、実際にお客様につきましては、その窓口を通り、帰りの際にもまた窓口を通りますので、その窓口の中で記入について呼びかけをし、またあるいは掲示をし、積極的に回収ができるように図っていきたいと思います。それを行うことによりまして、100 人程度の標本数の確保は十分可能だろうと思っております。

また、③~⑤につきまして、その設定基準、現状〇%以上というところで、この数字のところが 〇になっておりまして大変申し訳ございません。ここにつきましては、9月をめどに現状調査を行 いまして、その結果を踏まえまして、設定基準については改めて設けさせていただきたいと考えて おります。

続きまして、4ページの上の段「(5) 委託費の支払方法」でございます。こちらにつきましては、私ども業務が総価で検討させていただいている上で、若干施設の利用状況によりまして、単価でやらざるを得ないところは、前回、私どもの施設の状況を踏まえて御説明を申し上げたところと思っております。

その総価と単価の整理につきましては、24ページ以降の別紙2の中で「委託業務の範囲」を整理 しております。また、前回におきましては、整理途中ということがございまして、既存の契約方法 によりますものを添付しておりました。大変申し訳ございませんでした。

今回は、前回の御指摘を踏まえまして総価契約を基本に、大会時におけます清掃業務のほか、臨時的なものなどにつきまして、年間業務量に応じて変動する業務という視点におきまして、若干やむを得ず、行わざるを得ないものを単価契約とすべく、整理をいたしました。

その単価契約の表示といたしましては、この 24、25 ページが国立霞ヶ丘競技場におけます業務 でございまして、25 ページの最終行ところの枠外に、表中の*印については単価契約になるという ことで、各ページに国立代々木競技場あるいはスポーツ科学センターの 3 施設並びに 3 契約ごとに 整理をしております。

また、全体を結果として整理をいたしますと、単価契約としては各3施設の共通点といたしまして、この霞ヶ丘競技場で御紹介を申し上げますと、業務分類の「II保守管理業務」におけます「3雑役業務」並びに、右の方にまいりまして「IV清掃業務」におけます「3大会清掃業務」「4清掃補助業務」、「V環境衛生管理等業務」におけます、ちょうど真ん中にございます「一般廃棄物処理業務」的なことは、各施設におきまして共通的に単価契約としております。

また、各施設ごとに若干特性がございまして、国立霞ヶ丘競技場の場合でまいりますと、欄外の注で表記をしておりますが、運転監視業務の一部につきまして、大会に属するものについては単価契約とするというところで、ここは一部そういうものが含まれていること、並びに右側に「Ⅲ警備業務」の「2 臨時警備業務」がございますが、こういう特質的なものは霞ヶ丘競技場、代々木競技場両方にございます。

あるいはスポーツ科学センターでまいりますと、30ページの「V環境衛生管理等業務」の4行目でございますが「クリーニング業務」は宿泊業務を行っておりますので、そういうものは単価契約にせざるを得ないと考えております。

5ページに戻りまして、参加資格でございます。こちらの中で、前回、グループ入札におけます 参加の業務責任の所在で御質問いただきました。

資料の一部に、共同企業体協定書並びに業務委託契約書の参考のものを御用意していると思いますが、この協定書の中に運営委員会の設置や業務分担に生じる損害の全体負担並びに途中企業の解散に伴う業務継続などを明記いたしまして、それにおきまして契約書に締結をして、全構成者の押印の下に契約を結ぶという中で、業務遂行の責任の明確化を図ってまいりたいと考えております。

少し足早になって申し訳ございません。8~9ページ、8番の評価の方法でございます。

必須項目と加点項目の審査を行いまして、その合計点を入札価格で割り、値が高いものを落札者 とするという決定方法をとらせていただいております。

また、その評価の項目でございますが、45ページ以降に、前回のときには少し未整備でございま したが、こちらの方は配点を入れて準備をしております。

まず、この表でございますが、先ほどの私どもの施設が今回3契約を結ぶ関係がございまして、その業務の特性上、各施設ごとに評価表を作成いたしました。45、46ページは霞ヶ丘競技場、47、48ページが代々木競技場、49、50ページがスポーツ科学センターという設定となっております。

若干その中身を御紹介申し上げますと、必須項目と加点項目の割合でございますが、業務仕様書の水準の維持を前提に、経済的な効果を優先するという形で1対1の関係、配点でまいりますと300点と300点となるように設定をいたしました。

必須項目につきましては、応募企業並びにグループの状況を総合的に評価するという観点で配点 300 点、また、中に不適格なものがあれば失格とするという考え方です。

加点項目でございますが、同じように 300 点の割り振りでございますけれども、この 45、46 ページで御紹介をしますと、45 ページに 2.1 で業務実績。ページをまたぎまして 2.2 で、質の改善が継続的にできる提案状態。2.3 でございまして、こちらの方で具体の仕様書に対する改善提案。

この3つの項目でございますが、業務実績よりも改善提案を重視するという観点で、これについては1対2の関係。具体に申しますと、業務実績を60点、改善については120点という設定。並びに改善点については、改善の運営体制と具体の仕様書の改善。これについては、同等の価値として両方とも120点という形で、300点について割り振りをさせていただいております。

若干、中身について御紹介申し上げますと、加点の要素のところでございますが、業務実績、先ほど3施設に表を分けてあると御説明をさせていただきましたが、特にこの霞ヶ丘競技場で御紹介申し上げますと、1項目目の受付業務、4項目目の設備・運転監視・保守点検業務、5項目目の警備、7項目目の清掃の4項目につきましては、各施設の基本とさせていただきまして、その他の業務について特徴的なところを、各施設に項目として増やしております。

国立霞ヶ丘競技場でまいりますと、2項目目に指導業務というところに、特徴的に持たすという 形にしまして、各施設の特徴を表しております。

また、実績の評価といたしましては、評価ポイントのところで表しておりますが、同種、類似、 実績なしというところで、もし受付業務でまいりますと 10 点の配点がついて 100%、50%。つま り 10 点・5 点・0 点という形で配点をするという設定になっております。

また、同種・類似の認識でございますけれども、1つ御紹介申し上げますと、受付業務につきまして、同種としてはスポーツ施設の実績があるもの。また、類似としてはスポーツ施設以外での受付業務の実績があるもの的なところで区分をしております。

また、4項目目の運転設備監視業務での同種と類似の部分でまいりますと、観客席を1万5,000 以上有しているスポーツ施設を同種にしたり、あるいは観客を5,000以上にしている一般施設を類似にしたりと、そういう形の中で、同種・類似の整理を想定しておりまして、整理をさせていただいております。 ページをまたぎまして改善評価でございますが、2.2 につきましては、その改善ができる体制という形で、企業の体制あるいは自主管理、指導員教育の中で、各々の配点をさせていただきます。

2.3 の改善提案につきましては、個々の改善点を評価するという考え方を、右側の備考に書かせていただいておりますが、各々に、ここにあります点数で配点をいたしまして、その集計に基づく点により比例配分するという形のものを前提に、加点の要素を整理するという形の整理をしております。その必須項目並びに加点項目の合計点で、入札価格で割り戻すという設定にしております。

大変簡単ではございましたが、変更点並びに整理した部分につきまして御紹介、御説明申し上げました。

- ○樫谷主査 ありがとうございました。それでは何か御意見ございますか。
- ○稲生専門委員 既に事務局の方から指摘があったのかもしれませんけれども、アンケートによる満足度調査なんですが、これを具体的に行った場合に、果たしてうまくできるのかどうかということが若干懸念をされまして、恐らくこの点については、9月をめどに実際に行われることだと思いますが、具体的にどういう形でおやりになろうとしているのか、今一度、御説明をお願いできればと思います。
- ○河村課長 御指摘をいただきましたのは3ページの③~⑤にかけてと理解されます。

私どもは今回の入札におきまして、施設ごとに募集をいたしますので、③については国立霞ヶ丘競技場、④につきましては国立代々木競技場、⑤につきましてはスポーツ科学センターあるいはナショナルトレーニングセンターという項目におきまして、各施設ごとにおける特徴点がございます。

③国立競技場でまいりますと、トレーニングセンター、テニスコート、体育館、代々木でまいりますと室内プール、また、⑤の科学センターですとテニスコートあるいはフットサルコートと、若干施設に特徴がございますので、そこをまず御紹介申し上げております。

アンケートにつきましては、お客様については必ず窓口を通りまして、その窓口に今回、民間事業者の方が受付業務を行いますから、そこでまずお客様との接点がございます。

その時点で、書面におけますアンケート用紙をお渡しして、またお帰りの際は必ずそこを通ることになりますので、そこで一応、形的には回収ボックス、あくまで個人の方が御回答いただきますので、形的には箱を置きますが、あくまでも受付の際に、あるいはお帰りの際にお声をかけて、アンケートについてはお願いしますと。あるいはお書きであれば御投函くださいということをお声をかけながら、積極的にそこは回収の努力をいたしまして、おおむね 100 名程度のものは実施可能であろうと考えております。

○稲生専門委員 それから、アンケートの質問内容、これは恐らく今後詰めることになると思いますが、今のところ 39 ページ以降にいろいろ具体的な例が、各施設に関するアンケート案としてございまして、これは恐らく練られた結果でしょうか。

要は、国立の競技場については割と細かく丁寧な質問項目になっているんですが、以下のスポーツ科学センターなどについては、割と大まかになっていまして、ただ、回答する方からすれば余り細かい質問を投げかけられても、今度は回答率の方が下がってくると思いますので、そういうことをいろいろ配慮した結果、こういうことでとりあえず把握しようとされたということでよろしいん

でしょうか。

○河村課長 はい。そういう点と、国立競技場はトレーニングセンターという部分がございました ので、そこにおけますと設備・器具というところ、充実度は直接今回の業務委託とは関係がない部 分でございますが、下線を引かれているところが民間事業者の方が直接業務を行いますので、そう いう意味合いでの質問項目でございます。

その他の項目については、せっかくのアンケートでございますので、私ども法人事業といたしま しても、お客様が御利用いただいたなかで、何か不備な点や私どもが今後役に立つ点についても少 し記入をさせていただいたというところでございます。

○稲生専門委員 わかりました。もう一つよろしいでしょうか。

予定数量の契約単価のところでございまして、私は今日初めてであれなんですが、実施要項の 31 ページ目ですか、応募する業者さんの方から契約単価をいろいろ書き込んでいただくような形になっていまして、ややこれが結構細かいのではないかと直感的に考えておりまして、細かいというよりか、そこら辺がどう対応関係を具体的に業者さんが詰めていくことができるのか。

つまり、これを考えていく上では、恐らく実績がどこかにあって、それを照らし合わせて、では、 うちはこれぐらいのコストで契約をお願いするんだということになろうと思うんですが、それが具 体的には 51 ページに、例えば稼働日数などの関係とどう照らし合わせて、数字を見ていけばいい とか、若干説明をお願いしたいと思っています。

例えば、ラグビー大会だったでしょうか。うまく数字が合わないような感じがしたのがありまして、例えばラグビー場が 80 日から 85 日ぐらいの間になっていますね。これに対して予定数量表の 31 ページ以降の回数で、どういう形の対応を見ていけばいいのかとか、少し一例を挙げていただけ ればと思うんですけれども、どういうふうにこの 51 ページ目の実績の稼働日数と、それから具体 的に 31 ページ以降の契約単価を決める上での予定数量を照らし合わせて考えていけばいいのか。

つまり、ここがうまく対応しないと、実際にコストを算出したくても結構厳しいところもあろう かと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○河村課長 申し訳ございません。説明の際に、若干漏れたところがございました。

まず、31ページ目以降に記載しております予定数量でございますが、ここにつきましては、現在 21 年度の準備をしておりますので、この年間予定数量については 20 年度の実績を書かせていただいておるところがございます。

今、御指摘の 51 ページにつきましては、過去 3 年間の実績と、ここに 21 年度見込みというものが本来入るところでございますが、まだ準備が滞っておりますので、*印に入っておりますが、ここは相関関係が当然出てくるものと考えております。

また、31ページにおけます、若干細かいのではないかという御指摘を賜ったところでございますが、私どもの施設の状況について少し御紹介あるいは御理解をいただければと思っておりますが、前回も少しお話しをしましたが、私どもは大規模施設の管理をしております。

ここだと国立霞ヶ丘競技場を1つの例に取っておりますので、陸上競技場を御紹介申し上げますと、キャパとしては約5万人のキャパがあるわけでございますが、当然5万人を使う大会と、極端

に言いますと客席を使わない大会がございます。それにつきましては、当然お客様が負担します使 用料に差がございます。

また、いただいた使用料におきまして、私どもは御客様が御使用になられたエリアを清掃したり、 あるいは部屋ごとの準備をしたりということで、そのいただくお金に対して負担するコストが対応 させているという部分がございます。

という中でまいりますと、ちょうどここの 31 ページでもし御確認いただきますと、中央部分に「清掃業務」がございまして、一番わかりやすいのが真ん中に「大会時後清掃」ということで、全スタンドあるいは中段スタンドみたいな表現がございます。ここにつきましては、全スタンドは当然幅がありますから大体3万人から5万人ぐらい。これはお客様の方が全体を使いたいという申し出がありまして、私どもはそれに対して料金をいただき、実際に3万人が入るかどうかは結果次第ではございますが、使われることを前提に清掃業者の方に清掃業務を依頼するという展開になっております。

ですから、お客様の方が、言い方が悪いですが余り大きい規模ではないので、使用範囲を減らしたい、あるいは次のページ以降にございますが、各部屋につきましても各々の部屋を使うことにより使用料をいただくという区分内容になっておりますので、お客さんがもしお使いになればその分清掃をいたしますし、お使いにならなければ当然、御負担はいただかないという関係があることから、一定限の細分化をし、あるいは個々の単価設定をする、あるいはそれに伴う清掃依頼設定もしてあるというところが経緯でございまして、これにつきまして利用状態を考えますと、この考え方については今後も維持するのが妥当ではないかと思います。

つまり、業者さんに多く払うのも当然問題がありますし、また、業者さんに少なめに払って、相手様が総合的に負担をするというのも、これもまた本来の目的と相反しますので、数量が増減する項目につきましては、単価契約的なことで若干範囲あるいは項目が多くごらんになるかもしれませんが、設定をするというのがお互いにおける妥当な整理ではないかと考えております。

- ○稲生専門委員 大体わかりました。
- ○樫谷主査 よろしいでしょうか。

私の方から、今の稲生先生の御質問に関連しますが、39ページのアンケートのところで少し気になったところで「b)利用方法の案内(案内書、HP等)はわかりやすいですか?」というところなんですが、案内書やHPというのはどこが責任を持ってつくることになっているんですか。

- ○河村課長 私どもセンターでございます。
- ○樫谷主査 そうすると、そこは満足するかどうかというのは、これは入札で業者の方の責任になるのかどうなのかというのは。
- ○河村課長 ならないと考えております。
- ○樫谷主査 ならないんですね。これは除くわけですね。
- ○河村課長 御説明が不足していますが、このアンダーラインを引いているところが業者の方の項目になりまして、私どもせっかくのアンケートでございますので、お客様に御利用いただくという意味での総合的なお話しを伺うのがよろしかろうと思いまして。

- ○樫谷主査 そういうことですか。では、アンダーラインを引いているところが今回の対象になる と理解していいということですね。
- ○河村課長 そうでございます。
- ○樫谷主査 それから、こんなのは文章の話でどうでもいいんですが、40、41 ページの趣旨はわかったんですが「利用案内」と「利用方法の案内」は同じ意味ですか。
- ○河村課長 大変申し訳ございません。文章の整理をさせていただきたいと思います。
- ○樫谷主査 意味が同じだと思いますので。 そうすると、結果的にスポーツ科学センターだと b と c の 2 項目になるんですか。
- ○河村課長 はい。
- ○樫谷主査 勿論、こちらの科学センターの方も2つだけになるわけですね。
- ○河村課長 民間業者の方とお客様の実質の接点といたしまして、先ほど来の受付的なことと、あるいは清掃的な使いやすさです。
- ○樫谷主査 清掃とフロントスタッフの勤務的な評価のところだけですね。
- ○河村課長 そのところにつきましては、私どもも基本的な業務等になりますので、御質問の中に は少し盛り込みづらいかなと思いまして、この範囲で御用意させていただいたところでございます。
- ○樫谷主査 わかりました。

39ページのe)の指導員の対応というのは、指導員も事業者の方なんですか。

〇河村課長 逆に、24 ページを若干ごらんいただけますでしょうか。ここに委託業務の範囲を示しておりまして、この上から 2 段目「 I 運営業務」の 2 に「指導業務」を設けております。

これがトレーニングセンターという施設を持っておりまして、そこについては指導業務もこの範囲としておりますので、ここの施設につきましては今、御指摘のございました指導員の対応はいかがですかという質問につながっております。

○樫谷主査 わかりました。

またアンケートでしつこくて申し訳ないんですけれども、大体 100 人程度の母集団ということですね、標本数を取ると。というときに、これは全体で何件というんでしょうか、何名というんでしょうか。どの程度の中の 100 人でしょうか。私は統計の理論はわかりませんが、100 人ぐらいで大体カバーできるのは、全体のどの程度の中の 100 人なのかが少し疑問になりましたので。

- ○河村課長 若干、御紹介を申し上げますと、水泳場でまいりますと年間の利用者数につきましては6万人ぐらいいらっしゃいます。トレーニングセンターですと、年間12万人程度です。
- ○樫谷主査 これは 12 万人で 100 人でいいんですか。
- ○徳山企画官 年に2回ですから。
- ○樫谷主査 年に2回だから200人ということですかね。統計的にはそれで十分なのかはわかりませんが。
- ○髙橋部長 トレーニングセンターの場合、会員制ですので、1人の会員様が例えば月に 10 日使 うか 20 日使うか。それが延べになっております。

ですから、会員数に対して、本当のどの程度の割合なのかということになろうかと思います。

- ○樫谷主査 そうですね。会員数だとどんな感じになるんですか。わかりませんか。
- ○髙橋部長 大体 2,000 人ぐらいです。
- ○樫谷主査 2,000 人ぐらいが相当利用されているということですね。
- ○髙橋部長 そうです。
- ○樫谷主査 2,000 人に対して 100 人だから、5%と考えてよろしいですね。

どこも大体似たような感じですね。ということは、アンケートの回収は比較的しやすいですね。 例えば 100 人に渡すというのではなくて、2,000 人全員に渡すんですか。ほぼ全員ですか。

- ○髙橋部長 そうですね。会員の方というのは来ない方も結構いらっしゃいますので。
- ○樫谷主査 そうですね。そうすると、100人ではなくて 300人、400人の回収が可能だということで、100人はクリアできるだろうというお考えなんですね。
- ○河村課長 初めてのこともございますので、まずは実施可能な目標設定で、実績的にも十分評価できるであろうという数字といたしまして、まず 100 というところを御準備したところでございます。
- ○樫谷主査 アンケートの回収はどこがやるんですか。
- ○河村課長 窓口でお配りをしますので、実際には窓口の民間業者のスタッフの方が受け取る形になります。
- ○樫谷主査 中を見て変えられることはないわけですね。
- ○河村課長 御指摘の点は承知しておりまして、そういう意味で回収ボックスを御用意して、そこ に御投函いただきます。

ただ、御投函いただくときに、言い方が悪いんですが、お帰りの際はどなたも急いで帰られますから、そのときにアンケートをお書きいただいたら御投函くださいというところの声かけをして、 実際には御指摘のとおり民間業者の方が自分で書いてしまうというのは当然起こり得ますので、そうならないように配慮もしていきたいと思います。

- ○樫谷主査 アンケートの集計などは、このセンターの職員の方がおやりになると考えてよろしい わけですね。
- ○河村課長 そうでございます。
- ○樫谷主査 どうぞ。
- ○稲生専門委員 済みません。先ほどの単価契約のところで、もう少しお伺いしたいんですが、さっきは 51 ページのところで稼働日数と、31 ページ以下の細かい対応関係をお聞きしたんですけれども、もっと具体的なコストを応募する方が確認しようと思ったら、例えば 31 ページの保守管理業務の中の雑役業務を算出しようとしている。そのときに、稼働日数は 51 ページで、大まかであるけれども、一応出ています。21 年度見込みについても、いずれ入ってくる。

では、金額はどうかと思って、例えば霞ヶ丘で見ると 55 ページ「Ⅱ 保守管理業務」の上から 3 つ目のアスタリスクが付いている雑役業務を対応させて見ればいいわけですか。

そうすると、実際の金額のところは雑役業務ということで、物すごく大ぐくりになっているにもかかわらず、契約単価ではこんなに細かく展開をして、つまり 31 ページにあるような、1日とか

半日とか個々別々に分けて、金額を業者の方で積算してこなければいけない。これは過去の契約でもこういう形で発注をされていたんですか。いや、できるものですか。

○河村課長 こちらにつきましては、仕様書の中に各々の業務のありようについて表記をしておりまして、若干その現場を見ないとわからないことはあるかと思いますけれども、詳細な御説明は、まず前提がありました。それに基づきまして、過去におきましても契約募集をしておりますので、積算は実施可能と考えております。

○稲生専門委員 要はどれだけの広さで、どれだけの人工人工というか、例えば1日の雑役業務であれば、今まではどれだけの人数の人が何時間かけて、こういうことをやったというのが一応わかるようには、仕様書にはなっているという理解をすればよろしいわけですね。

- ○河村課長 そうです。
- ○稲生専門委員 勿論、可能であれば、それで結構です。過去はこうやってきましたということで すね。
- ○河村課長 特に清掃等であれば、面積等がわかるようになっているはずでございますので、御積 算については十分可能と考えております。
- ○稲生専門委員 これについてはある意味、機械的に出てくるものですからね。
- ○河村課長 はい。
- ○稲生専門委員 わかりました。
- ○樫谷主査 どうぞ。
- ○関参事官 今の点に関連してなんですけれども、やはり業者さんを視察しようとするとき、これだけ大きな施設で、部屋数もたくさんあるということですので、やはり現場をよく見ないといけないということになろうと思うんですけれども、大体その辺はどれぐらい時間をかけて応札しようとする業者さんは見ることができる機会があるんでしょうか。
- ○河村課長 まず6ページでございますが、7で募集におけますスケジュールを御紹介申し上げて おります。そこの③に「現場説明会」を予定しておりますので、現場で必要な範囲はごらんいただ こうと考えております。

ただ、今回の場合は全部が対象になり、また、霞ヶ丘競技場でありますと、幾つかの施設が一緒になってしまいますので、ここはどういう形の方がよろしいかについては検討したいと考えております。

○関参事官 実際に業者さんは、かなり細かくチェックしたいという気持ちもあろうと思います。 実際、私どもが伝え聞く話では、急ぎ足で現場を見ないといけないことになると、非常に緊張感が あるということですので、是非ゆったりと時間を取って見るような機会を設けていただければいい なと思います。よろしくお願いします。

- ○河村課長 ありがとうございます。
- ○樫谷主査 あと、45ページの評価のところなんですが、 $300 \cdot 300$ について、ちょうど半分にされた根拠がどんなところにあるのかというのが1つと、それから、改善・提案のところにかなり配点を多くされているということについては、評価ができるとは思うんですが、これは10 と5 と0

ということになっているんですね。あるいは不可もありますね。

この不可があるということは、要するに加点ではなくて必須項目になっていると理解してよろしいんですか。

○河村課長 若干御紹介を申し上げますと、先ほどの1対1の部分でございますが、仕様書に基づきます実施を前提として考えております。

これを1対1あるいは1つの例といたしまして、1対2とした場合でございますが、加点要素の割合を高くした場合につきましては、提案の内容、提案が少ないが質を維持しつつ、コストを抑えて入札する業者さんにとっては、価格を下げる必要が出てまいりますので、不利になることが想定されるという意味でいきますと、経済的効果を考えたときに1対1というところがよろしいのではないかというのが私どもの整理でございます。

もう一点の 2.3 におけます業務改善の部分でございますが、ここの提案につきまして、この備考のところに御説明がしてありまして、ここは少しわかりづらくて申し訳ないんですが、少し御説明申し上げます。

5点、10点、0点、不可。まずここの考え方でございます。各提案ごとに 10点、5点、0点、不可の評価をさせていただきます。まず、0点と不可の違いでございますが、0点の考え方につきましては、私どもが用意した仕様書に対しましての評価でございますので、1つやり方を私どもが表示したときに、ほかのやり方、つまり、その業者さんの専門的な、お得意なやり方があったときに、結果として内容が変わらなければ、その方法を認めるという意味で、特別な改善はないということで評価としては0点です。

不可でございますが、その業者さんが得意な方法でやったときに、私どもの考えとすれば生じる 効果がマイナスであり、それをやっていただいては困るという提案については認めないということ であります。

この右下の備考に書いてございますが、不可と認められたものにつきまして、私どもが提示しました当初の業務仕様書の内容、つまり、業者さんがこうしたいというものを認めずに、当初私ども方法でやってくださいという意味合いで、その代わり、マイナス点という評価は大変失礼なので、マイナスとはしない代わりに、その方法を認めない、不可であるという表現としたところでございます。

- ○樫谷主査 改善提案を認めないということですか。
- ○河村課長 そうでございます。
- ○樫谷主査 改善提案はあることは認めるけれども、今までとは余り変わらないというのが 0 点だということ。
- ○河村課長 そうです。特に、業者さんは、私どもに対しては改善という考え方と、自分たちがや りやすい方法ということもおありかと考えております。
- ○樫谷主査 そういう意味で、やりやすい方法でやってもらって、質が同じであれば加点はないけれども、結構だということ。
- ○河村課長 そうでございます。

- ○樫谷主査 ただ、マイナスになったら困るから、このやり方ではなくて原点に戻って仕様書でやってくださいということですか。
- ○河村課長 そういうことでございます。

今度は 10 点、5 点のところを少し御説明申し上げますと、各項目ごとに今お話ししました 0 点、不可が当然ベースにありまして、改善要素でありますと 5 点、10 点と各々加算をさせていただきたいと考えております。

右の備考のところに書いておりますが、当然、多く提案される方、少ない方が当然あるわけなので、提案件数につきましては上限を設けておりません。その各々が提案されたものに5点、10点、0点の配分をいたします。

その合計点の上位の方が、最上位者につきまして、この左側の方の評価項目のところに括弧付けで配点が付いております。40点、20点というところでございますが、その総額、100%を付与されます。

その順次、つまり最上位の次の方は、その上位の方との比率に応じて、仮に 40 点の部分につきましては、上位者の比率において減額しながらポイントとして加算をしていく。つまり、優先順位の方がすべて取れるわけではございませんで、次の方も当然、御提案いただくことはいいことでありますので、それについては比率に合わせてポイントとして付与させていただきます。

ある意味では、多くの御提案をいただくことによって、私どももいろんなことを吸収していきた いと考えております。

- ○樫谷主査 10点は10%でいいんですか。ではないんですね。
- ○河村課長 10点という点数です。
- ○樫谷主査だからパーセントのものと点数があるということですね。
- ○河村課長 そうでございます。
- ○樫谷主査 100%というのは、一番上の 2.2.1 だったら、40 点ということで 100%が 40 点。こちらが 40 点の 10 点ということですね。 1 個について 10 点。
- ○河村課長 1個について 10点です。
- ○樫谷主査 では4個あれば40点。ただし、5個あっても40点ということ。
- ○河村課長 いいえ。 1 個について 10 点で、提案件数の上限がございませんので、もし 5 個あれば 50 点です。ただ、それは 50 点を取れるのではなくて、50 点という評価をさせていただいて、企業の方がもし 3 社いらっしゃれば、最上位の方が 50 点、次の方が仮に 40 点、次の方が 30 点であれば、最上位の 50 点の方にポイントとしては 40 点。 2 位の方は 50%に対する 40、 8 割ですので。大変わかりづらくて済みません。

ただ、多くの御提案をいただけるのではないかといったときに、少ない提案の方と多い提案の方では、大変御苦労が違いますので、失礼かもしれませんが、提案件数について御評価させていただいた方がよろしいかと思いまして、この方法を準備いたしました。

- ○樫谷主査 だから、優れたもの5点のものを5つやれば25点ということですね。
- ○河村課長 そうでございます。

- ○樫谷主査 それを累計していくということですね。わかりました。 あとはどうですか。よろしいですか。
- ○稲生専門委員 あと、落札者が決定した場合の、実際の公表の仕方が実施要項 10 ページのウに 書いてあるんですけれども、落札金額、決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制、 実施方法の概要とありまして、決定の理由のところで、例えば加点項目の中身や、点数など、具体 的にどこまで今、公表をなさろうとしているのかというのはありますでしょうか。

要は、これは問題意識としては今回だけではなくて、今後またこういったことをされると思いますので、次につなげるという意味で、むしろどういう場合に仕事が取れた、取れなかったのかというのを前広に公開された方が、自後スムーズにいくのではないかという趣旨で聞いております。

- ○河村課長 申し訳ございません。基本的には点数を当然公表させていただくわけでございます。 あとは、そこについては今、御指摘の決定の際については、御指摘の点を参考に、効果的な方法を 検討させていただきたいと思っております。
- ○稲生専門委員 ただ、この中で具体的な自主体制や実施方法の概要とあるわけですから、ある程度どういう点を評価したのかということが、ここに表れているという理解でよろしいわけですね。 ○河村課長 そうなると思っておりますけれども、済みません。これにおいては、まだ準備はしておりませんでしたので、今の御指摘については大変重要かと思っておりますので、参考にさせていただきたいと思います。
- ○樫谷主査 読んでもちょっと分からないんですが、これは臨時的に休業など、休まざるを得ない ことがあった場合の委託費の支払い方については、総価契約の場合はどう変更することになってい るんでしたっけ。
- ○河村課長 今、御指摘の点は4ページ(5)のなお書きでございます。
- ○樫谷主査 単価の場合もないと思いますが。総価契約の場合です。
- ○河村課長 総価契約の場合につきましては、あらかじめ業務費の内訳書に基づいて、業務の実施 した内容等を確認いたしまして、休業期間におけます業務内容等を考慮して、実施分について当然 お支払いをするわけでございます。
- ○樫谷主査 例えばこちらの都合で休まざるを得なかったときで、人の手当てをしておかなければならない可能性がありますね。勿論、手当をしなくてもいいと、あらかじめ決まっていればしなくていい部分と、開店休業の場合とがあるので。その辺はどのようになっているんでしょうか。余り長期なことがあるというのは想定はできないと思うんですが。
- ○河村課長 先ほどの大型施設を保有しておりますので、改修工事あるいは長期休業というものが 想定をされます。当然それにつきましては、逆に言うと予算が急遽付いたりとか、あるいはそうい う補正予算、年度予算というものが当然生じての事項でございます。

今、御指摘の点でまいりますと、事前にその期間が予想されますので、それについては受託されました事業者さんとお話しをして、御指摘の人の配置などについては、事業者さんに御負担が当然小さくなるように、こちらもお話しを申し上げまして、結果として実質、実績に生じたものについて、こちらがお支払いをしてございます。

- ○樫谷主査 この中で、業務費内訳表に基づきと書いてあるけれども、比較的、客観的にできるようになっていると考えてよろしいですか。
- ○河村課長 そうでございます。
- ○樫谷主査 あと、質の確保と委託費との関係はどうなっているんでしたか。
- ○河村課長 御指摘の2ページの「(2) サービスの質」と、並びに(3) の助言の方法というと ころかと思います。
- (3)で御紹介を申し上げておりますと、その2点の項目、①で上記の③~⑤、アンケートによりまして質が満たされない場合につきましては、改善策を作成していただきまして、私どもに御提出いただくというところを考えております。

また、②でありますように、業務の内容については随時ヒアリング等を行いまして、仕様書等に 不備があれば、それについても業務改善をしていただくというところで、業務の質の中身につきま しては、高めていくことを事業所さんにも求めていきたいと考えております。

○樫谷主査 したがって、余りおかしなことがないように、モニタリングがされているならないと 思うんですが、委託費の減額というのは、基本的には単価のものもあり得るんですけれども、総価 契約の場合はないということなんですか。

○河村課長 業務につきましては、請負契約という観点に立っておりますので、私どもの仕様書並びに今回でまいりますと改善内容も含めてございましたが、予定したものをまず履行していただくというのが大前提と考えております。

その際に、ある意味では履行されなかった、実際にその業務がされなかったとした場合には、当然、業務に伴う履行がされておりませんので、委託費などについてはお支払いができないということが生じます。それについては実施の確認をしながら、お支払いをしていくというところを基本としております。

- ○樫谷主査 総価契約だけれども、その部分は減額することもあり得る。
- ○河村課長 そうでございます。
- ○樫谷主査 一々査定ができるようにはなるわけですね。
- ○河村課長 そうでございます。
- ○樫谷主査 それはどこかにちゃんと記載してあるんですね。
- ○河村課長 請負契約の基本的な概念なので。
- ○樫谷主査 それやらないと当たり前と言えば当たり前なんですが。
- ○河村課長 ですから、受託をしていただくとすれば、その旨は当然御理解いただいた上での契約ではないのかと。つまり、実施しないのは契約不履行でございますので、それは基本的概念として文言としては明記をしておりません。
- ○樫谷主査 実施したことについての報告のタイミングはどんな感じでしたか。たしか、やるものがいろいろありましたね。
- ○河村課長 失礼しました。11ページでございます。
- ○樫谷主査 ここでコントロールできるようになっているわけですね。モニタリングできるように

なっているわけですね。

- ○河村課長 業務の内容におきまして、業務日報あるいは業務月報、一応、今回は3か年の契約ではございますが、あくまで年間という評価がございますので、年間総括報告書的な業務報告。それらにつきまして作成をいただきまして、私どもで実施についての確認をしていきたいと思います。
- ○樫谷主査 これはモニタリングをしながら、実際にチェックをしたりするということですか。
- ○河村課長 そうでございます。
- ○樫谷主査 わかりました。事務局から何かありますか。
- ○徳山企画官 予定数量について先ほどの御説明ですと、20年度とおっしゃられた。それから、情報開示の稼働日数が 21 年度見込み。これは数字は今、入っていないんですが、これはいずれ入れるとおっしゃられました。
- ○河村課長 当然、入札のときには。
- ○徳山企画官 そうしますと、予定数量と稼働日数というのは当然、連動する話だと思うんですが、 そうすると、食い違いが生じてしまうので、21年度の稼働の見込みが入った時点で、予定数量も変 えているという理解でよろしいんでしょうか。
- ○河村課長 はい。
- ○徳山企画官 そうするとそれは表記していただかないと、ちょっと我々もわかりませんし、事業者さんも勿論、委員もそうですがわからないので、その辺は注記をお願いいたします。
- ○河村課長 大変失礼いたしました。御指摘のとおりでございますので、31ページ以降、各施設ごとに設けておりますが、その欄外のところに、その旨の注記をさせていただきます。
- ○徳山企画官 今後、案の公表なども恐らくあるお話ですので、それは言えるかと思います。
- もう1点だけですが、例えば稼働日数が、先ほどのラグビー場の話でいきますと、見込みは何日ということを入れられると思うんです。それで予定数量の方に来て、ラグビー場の清掃などの話が出ると思うんですけれども、そこがぴったりの日数にならなくて、いろいろ何回というふうになってくるんですけれども、そこの関連づけといいますか、それは民間事業者さんの方に予定数量を示す際の、付属の情報として示さなくてもいいものなんでしょうか。
- つまり、仕様書にこういう仕事をすると書いてあるので、稼働日数を何日と示しておけば、それ は場所場所で回数が行われているのは、ごく自然に理解できるものなのでしょうか。
- ○河村課長 51 ページのところにつきましては、ページのこともあるかとは思いますが、大まかな 施設の稼働日数として表記をしております。ですから、これはあくまで全体の営業の状況がわかる 程度のものという表記でございます。
- 31ページの予定数量につきましては、個々の仕様書に基づきます業務として単価で生じるものにつきまして、数量をお示しされていただいてあると考えておりますので、仕様書と照らし合わせていただきますと、契約額については積算が可能ではないかと。
- ○徳山企画官 稼働日数全体としてはこうなんだけれども、それを予定数量にブレークダウンする際に、こういう想定を置いているといったことは、付属の情報として示した方がよろしいのではないでしょうか。そんなことはないですか。

○今野課長 例えばラグビー場を 100 日利用しますといって、100 日のうち全スタンドは 50 日使います。中スタンドは 30 日。スタンドを使わないのは 20 日。トータルで 100 というような形で、スタンド清掃などに関しても、そういう区分けの中で稼働日数と連動するようになっているんです。

1日1回の利用に対して、いろんな項目で利用状況に応じて細分化されるわけです。例えば清掃であれば、全スタンド使う日、中段の清掃だけでいい日、もう少しレベルの低いもの。その段階のものを合計すると、稼働日数と合致するというような。

- ○徳山企画官 例えば、32ページのラグビー場の大会時後清掃のスタンドというのが、4回、7回、 16回、35回とあるんですが、これを全部足すとラグビー場の稼働日数とイコールになると。
- ○今野課長 事後清掃ですね。全スタンド、中段、メインスタンド。そういうような形になっているはずですけれども。
- ○徳山企画官 そう理解ということですか。
- ○今野課長 スタンドを使わない日もあって、それも含めて。
- ○徳山企画官 その下に、62回とか 20回というのは、どういう想定で 62 が 20 になるんでしょうか。
- ○今野課長 何ページ目ですか。
- ○徳山企画官 済みません。33ページです。

事業者さんへの1つの情報として、そういうところの想定も示しておいた方がいいのではないか なと考えたんですが。

- ○今野課長 もう少しわかりやすくということですね。
- ○樫谷主査 ごみ箱の設置業務と書いてありますが、例えば 32 ページの下から 10 行目ぐらいに 62 回と書いてありますが、このごみ箱の設置というのは、3万人使っても、1万人使っても 62 回 という意味で、回数は同じなんでしょうか。

例えば3万人使うと100個やらなければいけないけれども、5,000人だと10個でいいとか。そ ういうこととは違うんですか。

- ○河村課長 今、御指摘のごみ箱の設置。
- ○樫谷主査 32ページのラグビー場のです。
- ○河村課長 ここは大会事業前ですので、御客様が多く入る前に、設備がちゃんとなっているかど うかを点検する意味合いですので、回数で数字を表しています。
- ○樫谷主査 点検という意味なんですね。設置そのものをするということではないんですね。
- ○河村課長 既存に設置されておりますので、その状態を確認して。

大変申し訳ございません。私が間違えました。これについては設置をしに行くようでございます。 ですから、業務が終われば撤去してあるものを業務の使用時に再設置するという意味合いでは、業 務量といたしましては一定限でございますので、回数で評価します。

- ○樫谷主査 これはだから、3万人でも5,000人でも同じ数の設置という理解でよろしいですね。
- ○河村課長 そうでございます。大変失礼いたしました。

置く場所自体は決まっておりますので、それを片づけてあるものを再設置するという考え方でご

ざいます。

- ○樫谷主査 観客の入り数によって関係ないということですね。
- ○河村課長 そうでございます。
- ○樫谷主査 よろしいですか。どうぞ。
- ○稲生専門委員 予定数量は、相当その計画性が高いということでいいわけですね。実際にはこれだけ回数があって、業者もその気で人員配置をしたにもかかわらず、一部の業務が実は半分しかなかったということは考えにくいということで、勿論、多少減ったり増えたりはするんでしょうけれども、基本的には大体、予定数量がほぼ計画する量に一致するという考え方でよろしいんでしょうか
- ○河村課長 年間スケジュールというものがございます。それに基づいて、予定数量をいったん設定いたします。ただ、あくまでも利用されるのがお客様でございますので、利用団体のお客様が、その大会自体が中止になったりとか、あるいはそもそも日程の内容が、先ほどの大規模のものから、規模が小さくなったりということもございますので、大変変動要素があるかと思っております。

ただ、私どもの当初その時点で計画してある内容を基に、予定数量を設定いたしますので、事業 が滞りなく行われれば十分確保できるのではないかと。

- ○稲生専門委員 そういう意味では、あくまでも計画であって、仮にそれが少なくなったとしても、 特にその点については金額を補てんするとか、そういうことはあり得ないわけですね。あくまでも、 実際に稼働した分ということですか。
- ○河村課長 そういうこともございまして、本来総価契約的な視点に立ちづらい業務ということで、 皆様方に単価契約の部分を残させていただきたいというお願いをしてありますのは、今、御指摘の 点が1つの原因でございます。
- ○稲生専門委員 わかりました。以上です。
- ○樫谷主査 もうちょっと確認ですが、突然、何かの事情で中止になったときの支払いはできるんですか。例えば競技で何かの関係で、事故で中止になったとか、いろいろ事情がありますね。その場合は委託費の支払いはどうなるんでしょうか。
- ○河村課長 ごめんなさい。若干タイミングによりますけれども、当然こういう委託業務であれば、 事前指示、発注をしますので、ただ、今ですと1週間とか、そんな短くもない代わりに長くもない と思われるんですけれども、1週間程度だとしますと、その時点でわかっているものについては、 当然こちらから指示をしませんので、あるいはまた、中止がわかれば中止という形を御依頼します。

極論でございますが、もし前日みたいなことで、その体制が行われてしまえば、こちらが御負担 するということも、基本的には考えざるを得ません。

- ○樫谷主査 それは、そのときは事業者と打ち合わせをして、負担するかどうかを決めていくということですか。
- ○河村課長 そうでございます。
- ○樫谷主査 よろしいですか。これで終えたいと思うんですが、この後どうしますか。
- ○事務局 それでは、こちらの実施要項につきましては、これから案の公表を行いまして、民間事

業者さんの御意見等も聞きながら、またそれを踏まえてブラッシュアップをしていきます。

また、積算に当たって各資料の対応関係等もなかなか解りづらいところもありますので、もし補助的な資料等を付けられるのであれば、パブリックコメントの手続と並行しながら、そういったことも御検討いただければと考えています。よろしいでしょうか。

○樫谷主査 ありがとうございました。それでは、公表するということですね。

本実施要項(案)につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、 日本スポーツ振興センターにおかれましては、本日の審議は今後実施していただく予定の実施要項 (案)に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き検討していただくようにお願いしたいと思い ます。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。それぞれ事務局で整理させていただいた上で、その結果を送付したいと思っております。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

(独立行政法人日本スポーツ振興センター関係者退室)

(独立行政法人国立美術館関係者入室)

○樫谷主査 よろしいでしょうか。それでは、引き続きまして、東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営業務の実施要項(案)の審議を行いたいと思います。

本日は、独立行政法人国立美術館運営管理部 石垣部長に御出席いただいておりますので、前回の審議を踏まえた実施要項(案)の修正点などにつきまして、15分ぐらいで御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○石垣部長 それでは、早速でございますが、説明をさせていただきます。

お手元に東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営業務につきましての関係書類があるか と思いますが、そのうちの「民間競争入札実施要項(案)」をお開きいただきたいと思います。

3ページ目「本件業務の実施に当たり確保されるべき質と評価の指標」でございます。前回会議で御意見いただきまして、その後、検討したものを今回、御提案させていただいた次第でございます。

まず「包括的な質の設定」ということで、前回は2項目、1項目目が品質の維持及び安定性、2項目目としまして快適性の確保という形で、2項目を提案させていただきました。前回の御意見を踏まえまして、やはり美術館にとって何が必要なんだろうということを、私どもの中で検討させていただきました。

その中では今回、御提案を3つさせていただいているのでございますが、まず「継続性・安定性の確保」。やはり美術館でございますので、美術館活動の中で調査、研究等を行った上で、それを展覧会等々という形で皆様に御提供する。それが安定的、継続的になされることがやはり必要だろうということで、1項目目としまして「継続性・安定性の確保」ということで、要求事項としましては、美術館を「継続的・安定的な利用に供すること」とさせていただいております。

評価指標につきましては、前回と変わりませんが「一時閉館や開館不能の状態を招く重大な業務

上の瑕疵の発生」がないことという形にしております。

2点目でございますが「信頼性の確保」。やはり、国立の美術館でございますので、国立美術館としての信用の中で活動している部分がございます。例えば展覧会を行うに当たっての作品を借りる。また御客様に対しての安全性の確保等々を考えますと、やはり信頼性の確保という観点が、やはり求められます。

要求の項目としましては「美術館運営に重要な支障を与えないこと」という形にしてございます。評価指標につきましては「美術館運営に重要な影響を与える業務上の瑕疵による事象」ということで、例としまして作品の損傷・紛失、人身事故、名誉毀損等の発生がないこととさせていただいています。

もう一つは「快適性の確保」。美術館に来ていただくお客様方に、快適な鑑賞環境を提供することが、やはり美術館でございますので、その点は抜けないだろうということで、快適性の確保という観点で、要求項目につきましては「施設を衛生的かつ快適な環境に保てること」評価指標としましては「アンケートによる観客の『快適性指数』の不満足度」という形で、これを 10%以下にするという形にさせていただいてございます。

前回、渡邉委員から、こういう快適性というのは、民間業者の責に帰さない部分が多いのではないかというお話がございました。それを踏まえまして、大変恐縮でございますが、別添資料の仕様書をごらんいただきたいと思います。

仕様書の一番最後に、別紙 10 で、今回のアンケート調査を再検討させていただきまして、再度 御提案申し上げてございます。

ごらんいただきますと、前回はここの中に快適でしたか、どうでしたかという質問が、そのままずばり入ってございました。でも、先ほど申しましたように、これは民間業者の責によらないものもあることもございまして、今度はどちらかといいますと、今回、民間にお願いする業務の品質と申しましょうか、目視という形で、どう感じたのかという観点から、アンケート調査の方を整理させていただきました。

この「質問2 館内の諸施設は清潔で、衛生的とお感じになりましたか」という項目にさせていただきました。このうちの「3. 不潔または不衛生と感じた」の票数に着目させていただこうと考えてございます。

それと同じく「質問4 当館敷地内の植木、芝生は十分に手入れが行き届いているとお感じになりましたか」ということで「3. 手入れが行き届いていないと感じた」の票数に着目していこうと考えてございます。

1枚めくっていただきますと「質問6 館内スタッフの対応はいかがでしたか」ということで「よかった」「普通」「悪かった」で、この3番の票数に着目させていただこうということで、恐縮でございますが、実施要項の3ページ目に戻っていただきたいと思います。

今、質問項目の2、4、6を申し上げましたが、それの1年間で聴取したアンケートの票数に基づいて、このパーセンテージをはじきださせていただこうという考え方でございます。一応、これを10%以下という形にさせていただいてございます。

1ページめくっていただきまして「個別業務の質の設定」。これにつきましても、前回と変わり ございませんが、先ほど申しましたアンケート調査の各項目の1回ごとのアンケート調査の集計結 果を基に、算出させていただこうと考えているところでございます。

次に、6ページ目でございます。6ページは委託費の支払いの件でございます。「(2)委託費の支払」で、今回新たに「以下の業務については単価契約とし、四半期ごとに実際に要した数量に応じて金額を算定して支払う」という形で御提案申し上げてございます。

まず、その対象となりますのが廃棄物処理業務と運営支援業務でございます。廃棄物処理業務で ございますが、これは一般と産業廃棄物の処理を行っていただくとしてございますが、これにつき ましては、入館者の多い、少ない、または展覧会を継続している、していないによって、実際に処 理する数量が変わってくることが多々ございます。

「⑦運営支援業務」でございますが、この会場管理業務のうち、特別展・共催展部分につきまして、各々の業務の1ポストと1日当たりの単価を出していただこうという考え方でございます。

前回、私どもの美術館では、2階~4階で所蔵品を活用した常設展示を行うと御案内申し上げた と思うんですが、そこの部分につきましては、既に設置されている固定のケースがございます。し たがいまして、そこにどれだけ監視の方がポストとして必要かにつきましては、これはほぼ安定し てございます。

ところが、特別展・共催展は、私どもは1階で行うんですが、そこにつきましては、展覧会の内容、作品の数量または展覧会のテーマによって、会場空間を展覧会ごとに造作する形になってございます。

そうしますと、どうしても造作の関係で看守のポストが増えたり減ったりすることがございます。 そういう部分が今の段階で数量を確定できない部分でございますが、ほぼ今の段階で決定してしま うのは、美術館にとっても、または民間事業者にとっても不利益を被ることがございますので、こ の部分につきましては単価契約という形で、それに要する単価を出していただいて、それに基づい て支払いをするという形で考えてございます。

7ページの「委託費の変更」でございます。従来、委託費の変更につきましては、予期せぬ不可抗力の発生等々、どちらかというと両者の責に帰さない部分という形に、両者が合意した場合には変更ができるという形にさせていただきましたが、最後の3行でございますが、ただし書で「開館日数や開館時間の変更等により、民間事業者の業務量が増減する場合は、美術館の申し出により、委託費を変更することができる」ということを一文加えさせていただきました。

これは、例えば施設の維持のために、休館を伴う工事を行わなければならない場合、または今、 私ども美術館といたしましては、国民に対するサービスの向上という形で、週に1回、夜間開館を 行っているのでございますが、これも例えば展覧会によって夜間開館の回数を増やすとか、そうい った開館時間または開館日数の変更を伴う場合も多々ございます。

または、休館日に開けるということも想定されますので、その場合につきましては、美術館活動の状況によって、美術館の申し出により委託費を変更できるという形にさせていただいたところでございます。

8ページ目は「民間競争入札に参加する者に必要な資格」ということで、前回の御議論の中で、 共同事業体のことにつきまして、その内部の責任体制、または役割分担を明確にするべきではない かというお話があったかと思います。それを前回の御意見も踏まえまして、4つの項目で、こちら の方に記載させていただいてございます。

まず①としまして、入札書類提出時までに共同事業体を結成し、代表を決めなさいということで ございます。その代表企業は美術館に対し、本業務にかかる一切の責任を負うという形にさせてい ただいてございます。

勿論、全体として責任を負うこともあろうかと思います。一義的には、代表企業が責任を負うものと考えてございまして、このような記述をさせていただいております。

②でございますが、万一の場合の代表企業の役割を代替・保障する者を含みなさいという形にさせていただいてございます。

③といたしまして、参加に際しましては、共同事業体の中の代表者、他の構成員の役割と責任の 分担並びに代表企業の役割を、他の構成員が代替・保障する等々、協定書、またはこれに類する書 類になりますが、それを作成し、入札書類と併せて提出しなさいという形にさせてございます。

④でございますが、共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員になれませんということを いたしておるところでございます。

実施要項につきましては、大きな変更というのが今の箇所でございます。

引き続きまして、別添資料2「落札者決定基準書」がお手元にあろうかと思います。

1ページ目を開いていただきたいと思います。前回、決定基準につきましては、価格審査、基準項目審査、それから加点項目の順番で行うという提案をさせていただきましたが、前回の御議論を踏まえさせていただきまして、変えさせていただければと思います。

まず、1ページ目でございますが、最後の3行でございます。「第二審査では、はじめに基礎審査を行う」ということで、まず基礎審査を最初に行わせていただこうと思ってございます。「基礎項目の充足が確認されたものについては、引き続き、入札価格審査、加点項目審査、及び両者を併せた総合審査を行う」という形で、入札価格審査と加点項目審査を同時にやらせていただこうと考えてございます。

それをフローにしましたのが2ページ目でございます。これを見ていただきますとおわかりのとおり、まず入札公告から始まりまして、第一次審査では資格審査、第二次審査につきましては基礎項目審査をまず行い、価格審査と加点項目審査につきましては同時に並行に行い、そして最終的に私たちは決定していくというフローにさせていただいてございます。

3ページ目でございます。第二次審査の方法ということで「①基礎項目審査」。前回、この項目が記載されておりませんでしたので、改めて検討させていただきまして、提案させていただいているところでございます。

ここでは(ア)~(オ)ということで、5点の基礎項目審査の観点を記載しております。まず「(ア) 美術館が要求した提出書類がすべて具備されているか」「(イ)美術館が要求した提案項目について すべて提案が行われているか」「(ウ)提案内容が、仕様書に示した項目や要求水準を満たしている か」「(エ)入札価格の内訳について十分な根拠や妥当性が認められるか」「(オ)その他、美術館が 業務を委託する上で重大な支障や疑義が存在しないか」ということで、この項目全部に満足したも のが、次の審査に移り、このうちの1つでも不備があれば、その段階で欠落ということを考えてご ざいます。

4ページ目でございますが、ここでは今、申し上げましたすべての基礎項目を充足した基礎点については、50点付与するということ。それと、上記(エ)の価格のところでございますが、これにつきましては私どもの規則に、国立美術館契約事務取扱規則の細則がございます。それを準用させていただきまして、私どもが作成しました入札予定価格の2分の1を下回った場合、本当にこの金額で要求した事務事業ができるのかどうかについて、調査をさせていただくとしているところでございます。

勿論、この価格審査、他の項目がペケなのにかかわらず、この価格審査だけを取り上げてやると いうことはいたしません。あくまでも、満たすべきものの1つと考えてございます。

5ページ目でございますが「加点項目審査の加点項目と配点」ということで、前回いろいろ御意見賜りまして、やはりこの加点項目審査を行うためには、まず全体計画についてどうなのか。それと、個別の事業計画についてどうなのか。業務実績はどうなのかというのが必要だろうということで、前回、御提案いたしましたものを全体計画、個別事業計画、それと業務実績という形で再度、整理させていただきました。

この中に、評価の具体的視点ということで「具体性」ですとか「適切性」「妥当性」という言葉が出てまいります。この「具体性」につきましては、ここにございますように、提案内容に関して十分な検討熟度や実現可能性が認められるかどうか。「適切性」は美術館の要求事項について十分な理解、対策が考えられているか。「妥当性」につきましては、応募者の提案事項について、十分な合理性や説得性が認められるか、という観点でやっていただこうと考えております。

それと前回、業務の実績について御意見を賜りましたので、ここでは件数というよりも、今までの受託件数と実績、本業務との類似性等々、全体を踏まえてどうなのかということで、ここを3段階で評価していただき、今回はこのような形で整理させていただいた次第でございます。

大変恐縮でございます。別添資料4の様式集でございますが、そちらの23、24ページをお開き いただきたいと思います。

こちらでは「入札価格内訳及び単価表」ということで出していただくことにさせていただいておりますが、先ほど単価契約のお話しを申し上げました。こちら 23 ページの下のところでは、廃棄物処理儀要務の単価ということで、一般廃棄部、産業廃棄物につきまして、キログラム当たりのものを出していただこうと。ただ、入札に際しては、年間処理数を一般廃棄物 1,800kg、産業廃棄物610kg という形で出していただきたいとのことで、これは平成 18 年度の実績でございます。この実績に基づいて、入札価格は出してほしいということにさせていただいてございます。

24 ページでございますが、会場管理業務の企画展、先ほど申しました特別展と、共催展でございますが、それにつきましても、こちらに年間のポスト数及び日数につきましては、別添資料1のここを参考にしてくださいということで、様式集の下から3枚目でございます。

ちょうど先ほどのアンケートの1枚上になりますが、こちらで会場管理業務予定数ということで、 所蔵品展がこれだけ行われます、特別展がこれだけ行われるということで、これに基づきまして入 札価格を出していただくという格好にさせていただいております。

ただし、ここにも書いてございますように「以上の日数は予定であり、実際の業務日は別途美術館から指示する」という形になってございます。

- ○事務局 今のは様式集ではなくて、仕様書ですね。
- ○石垣部長 失礼しました。仕様書でした。申し訳ございません。

仕様書の下から3枚目の別紙9「会場管理業務予定日数」でございます。これに基づきまして、 入札の価格を計算していただくという格好にさせていただいているところでございます。

私から御説明申し上げるのは以上でございます。

- ○樫谷主査 ありがとうございました。それでは、稲生専門委員。
- ○稲生専門委員 幾つか質問をさせていただきたいと思います。

今回私は初めてということで、何とかキャッチアップさせていただきたいと思っているんですが、 実施要項(案)の3ページ目に「本件業務の実施に当たり確保されるべき質と評価の指標」という のがありまして、事務局さんからも指摘があったように聞いているんですが、要は包括的な質の設 定、それから次の4ページには「個別業務の質の設定」とあって、きめ細かく質を設定していこう ということについては、私は全く異存はございません。

ただ、やはり御指摘があったとは思うんですけれども、個別業務で5%以下ということで、館内・植栽管理等の水準を設定されている上に、屋上屋を重ねる形のようにしか私には思えないんですが、包括的な質の設定という中に、快適性の確保があって、これも議論があったように聞いておりますけれども、快適性指標として注2に書いてあるような方法ということで、どうしてこの2つ、屋上屋を重ねるような形であえて入れる必要があるのか。

見方とか座り具合というのもあるんですけれども、ただ、①の継続性・安定性と信頼性の確保というこの2つで十分に、その包括的な質の設定というのも評価できるのではないかと。

むしろ快適性については、包括的というよりか個別に見ていく方がいいということで、これは4ページ目のイにあるような \mathbb{O} \mathbb{O}

ここはあえて快適性の確保は残さなくても、私としてはいいのではないかということを申し上げたいと思うんですが、そこら辺は中でどのように御議論があったんでしょうか。

○石垣部長 やはり、年間を通じてどうだったのかという観点が必要ではないかという議論をさせていただきました。

1ページめくっていただきまして、個別業務の質のところは、これは1回のアンケートごとに集計した数字でございます。

例えば、1回集計してそれが悪ければ、改善していただくというのは当たり前だと思っておりま

す。そういう形で、仮にこれが全部 4 %になるというのは、私どもの想定としてはちょっと考えられません。

悪かったところをそのまま悪くしていくのは違うという感じがしてございます。ただ、いずれにしましても1回1回ではなくて、それを総合したときに、年間を通じてどうだったのかという観点から、こちらに快適性というものが必要ではないでしょうか。

勿論、先生が今お話しございました、屋上屋を重ねるということも議論の中ではございました。 ただ、1回ごとのと、年間を通じてというのはやはり観点が違います。年間を通じてどうだったの かということが、やはり総括的に仕様の中には組み込まれるべきではないかと考えまして、いろい ろ議論はございましたけれども、こちらの方に包括的な質の設定ということで、この快適性の確保、 それと 10%というのは私どもの期待値かもしれません。

例えば、最初は4%だったけれども、それを努力して3%、2%下げていくということも必要ですし、逆にそういうところを民間事業者さんにも美術館の一員として、お客様を快適に迎えるという観点からも是非、努力してもらいたいということで、こういう形で載せさせていただいているというのが実情でございます。

○稲生専門委員 少し私は知識不足なんですが、このアンケートというのは今までもおやりになっていたんでしたっけ。今回初めてこういう入札にかけるということで、やる形になっているのか、あるいは過去にも経験があるんでしたか。

○石垣部長 過去でも美術館の場合ですと、私どももほかの独立行政法人と同じで、国民の声なり、 またそういったものをどういった形で把握するのかということで、随時アンケート調査をやってご ざいます。

その中で、どちらかというと今までのアンケート調査というのは、展覧会の内容ですとか、また は私どもの行きやすさですとか、そういったものが中心です。

勿論、快適性ですとか、そういった鑑賞環境と申しましょうか、それについて項目は全くなかったわけではございません。

ただ今回、この民間競争入札の質の確保に当たりましては、そういった内容に沿ったアンケート 調査も含めてやらせていただこうという考え方でございます。

○稲生専門委員 考え方はわかりました。いろいろ思うところはあるんですが、とりあえずこのことについては置いておきたいと思います。

それから、実施要項(案) 7ページなんですが、先ほど「(3) 委託費の変更」のところで最後の3行の御説明がありまして、この文言なんですけれども、やや民間さんの立場に立ったときに「会館日数や開館時間の変更等により」ということで、この事情自体はお宅様の方でお決めになるわけでございますね。

○石垣部長 そうです。

○稲生専門委員 そうであるとすると、できる規定といいますか、何となくそうすると、本来であれば、お客様の事情で何だかんだ変更があったときに、できるというのは仕様がない部分もあろうかもしれませんが、この文言が通るとすれば、ただ美術館さんの申し出はなく、強制的にやらせる

こともできちゃうわけですから。

例えば、会館日数が増えたんだけれども、悪いけどやってと読めてしまうところがあるので、その美術館の申し出によりというのが少しあれなんですが、協議によりぐらいにして、できるぐらい しておいた方がいいのかなと。

ただ、これは少し渡邉委員や専門的な法律用語との絡みがあるかもしれませんので、素人が読む と何となく美術館さんに非常に優位に読めてしまうものですから、そこら辺はまた事務局さんも御 検討していただければと思います。

ですから、とりあえずコメントを差し上げるだけにしたいと思います。

○樫谷主査 済みません。「落札者決定基準書」というのがありますね。この中で個別の単価契約をするものが中にあると書いてあるんですが、この最後の6ページの「総合審査」で「(基礎点+加点)」これはここで計算したものが出てくるということですね。

「入札価格」というのは何を意味するんでしょうか。つまり、単価の場合は標準的な数量があって、そしてそれをかけたものを、ほかのものと足して入札価格決めるのか、それとも、そういうものは単価の方でははじいて、単価は単価で何かを見ていくのか。つまり、単価は高いけれども、総合のは安いとか、そういうこともあり得るわけです。その場合、総合評価をするときにどういう見方をすれば、この数字の算定ができるのかということなんですが。

○石垣部長 恐縮でございます。別添資料4「様式集及び記載要領」の23、24ページをごらんいただきたいと思います。これが「入札価格内訳及び単価表」ということで、これに記入していただいて、入札価格を出していただこうと考えてございます。

そして、23ページの下の部分ですが、今回の入札価格でございますので、想定ではございますが、例えば廃棄物処理業務の単価はこうです。それと、総額はここに書いてございます、一般廃棄物 1,800kg、産業廃棄物 610kg で計算して出してください。

同じく、24ページの会場管理業務につきましても、先ほど仕様書で開館日数等を見ていただきましたが、それに基づいて出してほしいということで、こちらではあくまでも総額という考え方でございます。

- ○樫谷主査 それが一応あるべき姿で、集計して総額を出して、そのほかの単価でないものを足して、この入札価格とするという意味ですね。
- ○石垣部長 そうでございます。
- ○樫谷主査 稲生専門委員の方から何かございますか。
- ○稲生専門委員 基礎項目や加点項目について整理が行われたということで、私からすれば今日始めてなんですが、非常にわかりやすく読めるところが大層なんですが、ただ多少違和感もありまして「落札者決定基準書」の5ページなんですけれども、表1というのが上手に整理されておりますが、要するに加点項目というのは普通、基礎的なところ、第一関門が勿論オーケーで、それにプラスして加点できるかどうかという項目なんです。

そういう目で見ていきますと、例えば全体計画の業務実施方針のところで、上の「本業務に対する理解」で「本業務の背景等に関する理解度」というのがあるんですが、本来、加点されるべきも

のかどうかという、そこら辺が多少異質な感じがしました。

むしろ理解されているかどうかというのは基礎項目的なところで、普通であれば整理されている 部分もありまして、この業務実施方針の中で、本業務に対する理解はむしろ、3ページの基礎項目 審査の(ア)~(オ)の中のどこかに紛れ込ませて、評価をなさった方が何となくいいのではない かと、細かいんですが思いました。

その上で、5ページの「本業務の実施方針」で適切性や妥当性を加点されても、何となくそんな ものかなと思います。

つまり書き方が、5ページの下の欄外で工夫はされている反面、加点という観点から見ると、少 し基礎項目的な書き方かなというところも実はありまして、今から全部やり直せという意味ではな いんですけれども、多少文言をもう一度見直していただきたいと思います。

要は加点するというのは正直言って、そこはもう1回全部あるということを前提に、ではプラスしていこうと普通は考えていきますので、本来、基礎的な部分であれば、むしろそれはこの5ページの表から落とした方が、逆に応募者が書類をつくるときに、すっきりと書き込めるのではないかなと、印象として持っています。

ですから、少し項目が更に整理されてもいいのかなという感じが、済みませんがいたします。 以上でございます。

- ○樫谷主査 これについて何かございますか。
- ○石垣部長 先生のお話も私どもは理解できますし、そう考えておるんですが、まず基礎項目審査でございますが、私どもが要求している書類が出ている、出ていない。それと、こちらが要求している事項、提案が全部入っている、入っていない。本当に○×ではないんですが、入っているか入っていないかというところは基礎と考えているんです。

その中で更に、いろんな考え方、また自らの特性を理解した上で、何かまたそこに柔らかなものを加えてくるとなりますと、やはり全然考えていないよりは、そういった理解度があると言えるかと思うんです。

ですから、どちらかというと基礎項目審査につきましては、ちゃんと私どもが言っているものが 出ている、私どもが求めている業務ができるような体制になっているというのが、初歩という言い 方は失礼ですけれども、本当に空欄が全部埋まっているよね、というくらいの気持ちなんです。

○稲生専門委員 よくわかりました。私は幾つかPFIをやったときに、なぜ違和感を持ったかと 言うと、3ページの「基礎項目の審査」の(ウ)で、要求水準を満たしているかというのが入って いますね。だから、これは実質に踏み込んでいるんだなと私は逆に思ったんです。

今、石垣部長の方から、これは実は形式的であって○×なんだということであれば、またそれは そうなのかなと思いつつも、要求水準を満たすというと、普通は結構実質に踏み込んだ評価のこと も言ってるものですから、そこで少し誤解をしてしまった部分があるかもしれません。

あるとすれば、そこら辺がわかるようにやや言葉の整理かもしれませんけれども、基礎項目の方をお願いをしたいと思います。でなくても、業者さんの方がもしかすると混乱をする可能性もあるのかなと思っております。

○石垣部長 今の点でございますが、例えばこちらの仕様書の7ページをごらんいただきますと、 これは空調関係でございますが、その中で「達成水準」というのがございます。

この水準を守ってくださいね。守るためにはどうするのというような達成水準が、すべての項目に入ってございます。それを要求水準と読んでいただければ大変ありがたいと思ってございます。 〇稲生専門委員 わかりました。ではそこら辺は説明会や口頭でも構わないかと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

- ○石垣部長 誤解のないようにさせていただきます。ありがとうございます。
- ○稲生専門委員 わかりました。以上です。
- ○樫谷主査 次は要項の3ページなんですが、ここは包括的な質の設定で1年間でやっていくことなんですが、若干疑問に思ったことについての質問です。

まず①の継続性・安定性は、これは非常に重要なことだと思いますが、恐らくこの事業者の世間によいということだと思うんですが、一時的閉館や開館不能の状態を招くような重大な業務上の瑕疵というのは、例えばどのようなことを想定されているんでしょうか。

○石垣部長 お答え申し上げます。

例えばこちらでは、設備の運転等々も行っていただくわけですが、それが例えば民間業者さんの 瑕疵により止まってしまったということならば、これはお客さんを入れることができませんし、ま たは空調が全く利かなくて、先ほど求めていた温湿度が保てないとなれば、これは美術館を締めて でも、作品を他のところに移すとか、そういうことを考えなければなりません。

どちらかというと、主として設備的なもの、建物的なものとお考えいただければと思います。 ○樫谷主査 わかりました。それから、②の信頼性の問題なんですが、作品の損傷や紛失、人身事 故、名誉毀損。作品の損傷はわかるんですが、紛失というと何となく警備の問題かなという気がし ないでもないんですが。

それから、人身事故といったときに、いろんな人身事故があると思いますが、この前のようにエスカレーターが逆走したとか、そんなこともあり得ると思うんですが、人身事故はどのようなことを考えればいいのか。

それから、名誉毀損といったときに、これは美術館に対する名誉毀損なんですか。それとも作品に対して、こんなとんでもない作品をという話なのか、余計な話かもしれないですけれども、この辺はどのように考えたらいいのでしょうか。

○石垣部長 こちらに書いてございますのは、あくまでも例でございますが、例えばたくさんのお客さんが来られたときに、その案内が不十分、またはできていなかったということで、展示室を往復するときや階を移動するときには、階段やエレベータを使っていただくわけですが、そこの誘導がうまくできていなかった。そのために階段から落ちた。

または、外に出るテラスがあるんですが、そこから下に落ちたとか、いろんなことが想定できるかと思います。

それと名誉毀損というのは、樫谷主査はよく御存じだと思いますが、美術館は美術館の作品だけ で展覧会が、年がら年中できるわけではございません。やはり、いろんなところから作品をお借り するという行為がございます。

そのときに、あそこの空調または警備は全然だめだという信用失墜がございますと、一切作品を貸してくれません。そういった来ていただくお客様、または作品を貸していただく美術館、作品を寄託している方々に対して、美術館の信用を著しく阻害するような行為というのは、これはあってはならないことですし、それがあった途端に、美術館活動はある意味できなくなります。そういった信用性というのはやはり、確保されるべきと思ってございます。

○樫谷主査 ここで問題があったら美術館に言ってくれという話ですね。

そういう業務上の問題にもあるかもしれませんが、階段も使いますので滑って転んだということ もあるので、その辺が業者の責によるということになると、人身事故と滑って転んだというのと、 大体わかると思うんですけれども、その辺のところを人身事故だけで書いてしまうと、少し過大に と思ってはいけないので、説明でもされたらいいと思うんですけれども、そこの問題です。

- ○石垣部長 もしよろしければ、もっと柔らかいお言葉で書くこともございますので。
- ○樫谷主査 それから、このアンケートというのは大体何通ぐらい標本を取る予定をされているんでしょうか。特に、個別業務でもよろしいんですが、1回のアンケートを取られるわけですけれども、大体何通ぐらい集計することを考えられておりますか。
- 〇岡専門職員 お答えします。 1 回の展覧会につき、本館 300、工芸館 300 それぞれ取る予定にしております。
- ○樫谷主査 そういうことは、1回の展覧会ごとにやるということですね。
- ○岡専門職員 そうです。
- ○樫谷主査 わかりました。10回やったら10回かける300ですね。
- ○岡専門職員 そうです。
- ○石垣部長 仕様書の51ページをごらんいただきたいと思います。

50、51ページでございますが、アンケート収集業務というのがございます。こちらの方で業務の実施時期、時間ということでアンケート調査の実施が、各展覧会について4日間、平日2日、休日2日ということで、めどとしましては1回で300ということでございます。

○樫谷主査 300以上ということですね。

それから、8ページの共同事業体の場合のところが少しわかりにくかったので、もう一度お聞き するんですが、代表者を決めて、代表者が一切の責任を負うというたてつけになっているわけです ね。

そのときに、後は中でやってくれという話だと思うんですが、万一の場合、代表企業の役割を代替・保障するものも含むという、そういうことができるものなんですか。

つまり、業種がかなり違うわけですね。そうすると、業種の違う人に、メインの人はある程度わかっている人だと思うんですが、本当に代替できるのかどうかというのが少しあって、これだと誰も入札できないということが、つまり代替するもの、一応形だけ決めろというのであればできるんですけれども、自主的に考えたときに、本当に代替するものが簡単に構成員の中にいるのかどうなのかが、少し考えていて不安になったので、お聞きしているんですけれども、それはいかがですか

ね。ほかの部署であればあり得るんですけれども。

○石垣部長 まず①の代表企業が美術館に対し本業務に係る一切の責任を負うというのは、やはり 私どもが各構成員に対して、何か責任を取らせるというのは少し違うのかなという感じはしている んです。

というのは、あくまでも共同事業体の中で責任者を決めてやるわけですから、そこの責任者に対して一義的には、私ども美術館が何かを申し上げるのはその責任者しかないと、私は思っているんです。

何かあるごとに、各構成員に何かを言うというのは少し違うのかなという感じもします。ですから、先ほど先生からお話がございました、中でどのような取組みになっているかということが、まず重要になってくると思いまして、例えばこちらの③に書いてございますように、協約書等々でそういったことを決めたものを出しなさいということにしてございます。

それと、先生から今お話がございました代表企業の役割を代替する。逆に、代表企業が倒産した 等々で何もできなくなったとするならば、この事業そのものができなくなるということになろうか と思います。

異分野の業種が集まってそれができるのかというお話はあるんですが、ただ、こちらからお願いする側としては、仮にA社がこけたとしても、B社がそれをやると言っていただかないと、なかなかお願いできないという感じがしてございます。

○樫谷主査 そのとおりなんですが、本当にやはり美術館に一番知見があるというところは、多分メインのところですね。それ以外のところは、知見がないというのは困るんですけれども、どうしても個別性の管理みたいな話になるのかなと。

そうすると、そういうところに代替しろといったって、それは勿論、入札に参加しないといけないから、はいわかりましたとは言うんでしょうけれども、本当にできるのかなという感じはあるので、むしろそれだったら状況によっては、代表企業がおかしくなれば、改めて違うところがやるということの余地も入れておかないと。

代替できればいいんですが、できないときに無理やりやってもらっても、正直言って困る部分もあるので、代表の企業を選ぶのがいいのかは別として、代表企業をもし選ぶとしたら、代表企業の状況にもよるんでしょうけれども、本当にこけてしまったときに、中で継続してやってくださいということではなくて、もう一遍組み直しをするとか何かしないといけないという気はしておるので、それはいかがなんでしょうか。

○石垣部長 大変恐縮ですが、そこまでは想定はしてございませんでした。ただ、今、先生からお話があったように、本当に代表企業がだめな場合、もう継続できないということならば、逆に共同事業体の事業を補完する、もう一つの共同事業体をつくっておくという話になっていくのかなという感じもします。

建設ですとよく、そういった保証会社を立てる場合がございますので、もし、そういうことになれば、そういった建設的な建設分野の保証共同企業体を初めからつくっておいてということまで書かないと、なかなか難しいのかなという感じはしていますが、そこまで本当にこの中に書くことが

いいのかというのが、少し私どもとしては判断がつきかねるところでございますので、是非そのと きは御意見を賜れればと思います。

- ○樫谷主査 これは契約解除の理由はどこかに書いてありましたっけ。
- ○石垣部長 19ページの⑭からでございます。
- ○樫谷主査 ここで解除できるということですかね。とりあえず代替を決めておくけれども、実質できなかったら解除できるというのは、これがそうだということですか。
- ○石垣部長 そうですね。イですとかウですね。
- ○樫谷主査 ここでできるのであればやってくださいということですかね。代替ができるような状況であれば。
- 〇稲生専門委員 ここで代替・保証とか言ってしまうので、何となく法律的な責任やニュアンスが 出てしまって、恐らく主査がいろいろお悩みだと思うんですけれども、ここで恐らく、おたく様が 言わんとしているのは、要は交渉役はとにかく1人に決めたい。それが本来は代表企業、民間だと よく代表企業と言うんですが、代表企業であって、要は10社がコンソーシアムを組んで応募して きて、一々これはうちは知らないとか言われたら困ると。
- ○石垣部長 おっしゃるとおりです。
- ○稲生専門委員 まさに、交渉相手として基本的には一義的に代表企業を決めたい。もしも代表企業が何らかの事情で、勿論、最終審査をしているわけですからあってはいけないんですが、仮にあった場合に2番手を一応決めておきたいという趣旨なんですかね。
- ○石垣部長 気持ち的にはそうでございます。
- ○稲生専門委員 だから、多分何か書き方がある気がします。例えば副代表企業か知りませんが、 副代表社を決めるとか。

だから、保証とか代替という言葉が恐らく、我々の見る方からすると非常に違和感があるという ことだと思うので、そこら辺は御相談を一応いただきたいと思います。

- ○樫谷主査 窓口を決めるという。
- ○稲生専門委員 身内でやることは恐らく思うんです。
- ○樫谷主査 保証しろとか。
- ○稲生専門委員 保証とかになってくるので、専門家からするとですね。
- ○徳山企画官 今日はちょっと渡邉委員がいらっしゃらないですから、それは法の一切の責任と言っているんです。法律の債務不履行の責任の話であって、今おっしゃられたのはあくまで、構成企業での間での役割分担の話ではないかなという感じがいたしました。
- ○稲生専門委員 多分そうだと思うんです。そこら辺を、検討整理を期に。
- ○徳山企画官 渡辺委員にももう一回御相談していただいて。
- ○稲生専門委員 あともう一点いいですか。
- ○樫谷主査 どうぞ。
- ○稲生専門委員 以前、お願いしているところがございまして、この横の中に、今回の入札の結果 を外にどう公表していくのかというのは、どこにもなかったように思います。

例えば、決定基準書というのがあるんですが、これも6ページの「落札者の決定」までしか書いてなくて、その結果をどういう情報をもって外部に出していくかとか、それが基準書にもないと思いますし、実施要項上もまとまり方が悪いかもしれませんが、特に見られないように思います。

どういう情報、例えば落札金額など、どういう情報を出して次につなげていくかということを是 非、書き込んでいただければと思います。もしあるのであれば、今、教えていただきたいんですが。

つまり、実施要項で言うと、13ページで「落札者の決定」があるんですが、その次のページになると「情報の開示」とあるんですが、これは実は全然違うことでありまして、だから、落札結果自体の公表について、どういう情報を出すのかを、ほかのいろんな案件もごらんになって是非、書き込んでいただければと思います。

以上です。

- ○樫谷主査 ありがとうございます。事務局から何かございますか。
- ○徳山企画官 引き続き論点があったんですけれども、若干その明確化を図りたいと思うんですけれども、まず要求水準のアンケート結果が、全体のものと個別のものということで、ただこれは算式で求めるということですので、そうすると同じサービスの質として掲げるとそれは矛盾し得る状況もあり得る。

それはやはりまずいのではないかという意識、つまり 4 、 4 、 4 で計算して年間で取って、こちらはいいんだけれどもこっちはだめというものが、同じサービスの質として、同格なものとしてあるというのは、少し指標の立て方としていかがかなと思います。

ですから、例えばこの位置づけを変えるとか、こちらが今、申し上げているのは、全体のものを取ってしまうというものですけれども、あるいはどうしてもそれにこだわるということであれば、個別のものはむしろモニタリングの話に移してしまって、最終的な目標はこの全体なんだけれども、そこに至る管理をやるための指標として、個別のアンケートを結果も見るとか、そういった整理をしないと同じカテゴリーに矛盾するものが入るというのは、ちょっとあり得ない話だと思います。そういったラインで相談させていただきたいと思います。

それから、加点項目の価格の妥当性で、準用されて御覧になるということですけれども、この会計規則でおたく様が設けられているのは、あくまで落札者を決めようとするときに、予定価格の半分のときの調査の話だと思うんですけれども、これを落札者審査の中に入れてしまうというのは、これもそちら様のルールに自ら例外を設けられている、その理由としてまだ十分に理解ができなかったんです。

例えばちょうど 2 分の 1 で、ちょっとまたいだ方が厳しく価格の妥当性を審査して、それで基礎項目が達していないので失格。ちょっと越えたところはそういう審査を全く受けないわけです。もしかしたら落札になってしまうかもしれない。この辺の公正さと言いますか、不平等感が少し残るのではないかという感じもいたしますので、そういった観点から、先生方もいかがでしょうか。そういった観点もあるかと思うんですけれども、御相談をさせていただきたいということでございます。

そして、グループでの話は先ほども申し上げましたけれども、責任といったときのとらえ方が、

恐らく渡邉委員が弁護士でいらっしゃいますので、法務的な観点からごらんになるので、少し厳しいのではないかなとか、こういったことは契約法務の中では普通はないといったようなコメントをされるのではないかと思うんですけれども、それはまた早々に委員と御相談させていただきたいと思います。

最後に、単価契約のところの入札でございますが、細かい話を申し上げると、食い違いを発見するところもございます。

例えば、別添資料4の「様式集」の24ページでございますけれども、5つある単価契約の中に、 現場責任者と看士、発券、出札、受付とあるわけですが、実施要項の本文を見ますと、新たに追加 していただいたところですが、6ページでは看士、発券、出札のみでございますので、食い違って いるといったことがございます。

なので、そういったところの食い違いを少し修正していただければと思います。その辺もまた御 相談させていただきます。

○樫谷主査 何かありますか。よろしいですか。

どうですか、今の指摘事項の修正をしていただくことが勿論、前提だと思うんですが、公表についてはどうですか。修正していただいた上で公表していただくということでよろしいですか。もう一回やった方がいいですか。

○徳山企画官 修正の状況にもよるんですけれども、やはり日程的にも押しているところがございますので、更にもう1回できれば。

○樫谷主査 そうですね。今のところは事務局と協議していただいて、渡邉委員の御意見もあると 思うので、それを少し踏まえて、特に直していただければ公表していただいて、意見募集をしてい ただいた上で、もう一度審議をするという段取りでいかがですか。よろしいですか。そういうこと にしたいと思います。

それでは、本実施要項(案)につきましては、次回の審議でできれば議了する方向で、調整を進めたいと思います。国立美術館におかれましては、本日の審議や今後の実施計画予定の実施要項

(案)に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討をいただきますようにお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましても、本日、質問できなかった事項や確認したい事項がありま したら、事務局にお寄せいただきまして、事務局で整理していただいた上で、その結果を送付して いただきたいと思います。

それでは、本日の入札監理小委員会をこれで終了したいと思います。なお、次回の開催につきま しては、事務局から追って連絡いたします。

本日はありがとうございました。

- ○石垣部長 どうもありがとうございました。
- ○樫谷主査 引き続き、事後打ち合わせを行いたいと思いますので、傍聴者の方は退室をお願いしたいと思います。

(独立行政法人国立美術館関係者退室)